

# 紀の川市認知症高齢者等 個人賠償責任保険事業

## 1. 認知症高齢者等個人賠償責任保険とは

認知症の方が日常生活で認知症に起因する偶然な事故によって、ご本人やご家族が法律上の損害賠償責任を負ってしまった場合に、その賠償金を保険で補償するというものです。(例：誤って線路に入り電車をとめてしまった場合、自転車で歩行者にケガをさせてしまった場合、他人の財物を壊してしまった場合など)

## 2. 保険加入の対象となる方(次の要件すべてに該当となる方が対象です。)

- 紀の川市に住民票がある方
- 紀の川市ほっと安心ネットワーク事業登録者
- 在宅生活をされている方
- 要介護認定における認定調査票または、主治医意見書もしくは、医師の診断書により認知症であることが確認できる方。

(※または、要介護認定において、認知症高齢者の日常生活自立度がⅡa以上かつ障害高齢者の日常生活自立度がB2以下と判定されている方)

## 3. 補償の内容

- 補償金額 1事故につき最大1億円  
(※対象者が、日常生活で認知症に起因する偶然な事故によって、法律上の賠償責任を負ったとき)
- 補償期間 保険加入申請結果通知書による保険加入の始期から  
(※施設入所、転出、死亡等により加入要件に該当しなくなった場合は届出が必要です。)

## 4. 事故の連絡や保険請求手続き

紀の川市が契約する保険会社へ、ご本人またはそのご家族の方から直接連絡をとっていただき、保険請求などの手続きを進めていただきます。

## 5. 保険料

紀の川市が保険契約者となり、保険料は紀の川市が全額負担します。ご本人またご家族の方の自己負担はありません。

## 6. 申請方法

本庁高齢介護課、各支所、鞆淵出張所で令和3年7月1日から随時申請受付します。申請書など様式は紀の川市ホームページからもダウンロードできます。

## 7. 保険加入についての問い合わせ先

〒649-6492 紀の川市西大井338番地

紀の川市役所 福祉部 高齢介護課(総合事業班)

(TEL 0736-77-0980)